

旅券(パスポート)の申請案内

(平成28年9月現在)

沖縄県で申請できるのは、原則として県内に住民登録(現住所)のある方です。

■次の市町村に住民登録している方(居所のある方)は、県旅券センターでの申請です。

那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、中城村、八重瀬町

■上記以外の県内市町村に住民登録している方(居所のある方)は原則として県旅券センターでは申請できなくなり、住民登録している市町村の役所(役場)での申請になります。急ぎなど事情がある場合は、旅券センターまで電話などでご相談下さい。

申請に必要な書類

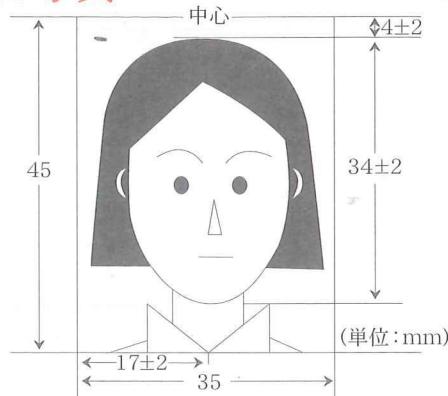
1. 一般旅券発給申請書 1通 ※記入例参照

- 20歳未満の方は、**5年旅券**のみの申請となります。
- 20歳以上の方は**10年旅券**又は**5年旅券**を選べます。

2. 戸籍謄(抄)本 1通 (発行日から6ヶ月以内のもの)

※未成年者は戸籍謄本をお持ちください。

3. 写真 1枚



○6ヶ月以内に撮影されたもの。

○ふちなしで縦4.5cm×横3.5cm、左図の各寸法を満たしたもの。

○正面を向き、無帽、無背景のもの。
※規格に合わないものは撮り直していただく場合があります。デジタルカメラで撮影された写真は規格を満たさない場合が多いため、なるべく写真店等でパスポート用と指定してお撮りください。

○受け付けできない写真の例

- ・不鮮明なもの。変色していたり影のあるもの。
- ・目元がはっきり確認できないもの(眼鏡のレンズに光が反射したもの、眼鏡フレームや髪が目にかかっているもの、濃い色のレンズのもの、カラーコンタクト着用のもの、赤目で写っているもの等)
- ・サンダル、マスクなどで顔が確認しにくいもの。
- ・ヘアバンドや装飾品(髪飾り、ピアス、ネックレス等)等で顔や頭の輪郭が隠れているもの。
- ・口・鼻ピアスなどが顔の器官に付いているもの。

4. 本人確認の書類

原本で現に有効なものに
限ります。
(コピーは不可)

①次のAのうちから1つ提示してください。

A 日本国旅券、運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、写真付き住基カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの)、官公庁職員身分証明書(写真付き)、運転経歴証明書(H24.4.1以降交付のもの)

②①を提示できない場合は、次のうちから2つ提示(出)してください。
(Bから2つ、又はBとCから各1つずつ。Cから2つは不可。)

B 健康保険証(健保・国保・船員・共済)、後期高齢者医療保険者証、介護保険被保険者証、公的年金手帳・証書(国民・厚生・船員保険・共済)、恩給証書、印鑑登録証明書を提出の場合は実印持参

C 写真付き身分証明書(社員証・学生証)、在学証明書、失効旅券、本籍地の市町村発行の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書(写真付き)、所得証明書、乳幼児医療受給者証、母子手帳(小学生以下)、療育手帳

※Bが1つしかない場合やCのみでは受付できませんので、事前にご相談ください。

5. 前回取得した旅券 (パスポート)

- 有効期間内に旅券を切り替える場合(残存有効期間が1年未満)は、有効旅券の提出がないと申請できません。
- 失効旅券をお持ちの方は、できるだけ直近の旅券をお持ちください。

6. 住民票(発行から6ヶ月以内のもの)1通 ※右の記載も必ず確認してください。

○県内に住民登録している方は、原則住民票は省略できますが、住所・氏名を変更して1週間以内の方などは住民票の省略ができませんので申請先まで事前に確認してください。※裏面の「居所申請について」も必ず確認してください。

7. その他必要な書類

- 必要に応じ、申請者本人に直接窓口において事情説明書等の記入及び状況の確認のための書類提出をお願いする場合があります。
- 外国式表記をご希望の方は外国の公的機関が発行したスペルの確認できる書類が必要です。(外国旅券、IDカード、出生証明書等)

※前回旅券の有効期限が切れている場合は、新規申請と同様の手続きになります。

申請・交付(受け取り)受付時間			
旅券センター	申 請	8:45~16:30	月 ~ 金
	交 付	8:45~17:00	
窓口のある市町村	申請、交付	市町村パスポート窓口にお問合せください。	月 ~ 金
休 業 日		土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29~1/3)・慰霊の日(6/23)	

申請についてのご注意

1. 旅券の有効期間内に申請(切替申請)する場合

現在お持ちの有効旅券が次に該当する場合はいつでも新たな旅券に切り替えることができます。(ただし、旧旅券の残存期間は新旅券に加算されません。)

- 残りの有効期間が1年未満になった場合
- 査証欄に余白がなくなった場合(査証欄は1冊につき1回限り増補もできます)
- 旅券面の記載事項に変更があった場合
- IC旅券への切り替えを希望する場合

2. 未成年者(20歳未満)が申請する場合

- 申請書裏面の「法定代理人」欄に親権者(父又は母)又は後見人が必ず署名してください。
- 親権者又は後見人が遠隔地に在住し、申請書に署名ができない場合は、親権者又は後見人の署名のある「旅券申請同意書」を提出してください。
(申請者あての封筒も必要です。)

3. 申請者に代わって代理の方が申請書を提出する場合

- 申請は代理の方でもできます。(受取は必ず申請者本人がおいでください)
ただし、居所申請※、一時帰国者、刑罰等関係に該当の方の申請又は紛失の届出は**本人に限ります**。

※居所申請について

- 県外に住民登録している方
- 県内の窓口のある市町村に住民登録している方が、旅券センターや他の県内市町村で申請する場合
例:沖縄市の方が勤め先のある南風原町で申請する場合

→①、②ともに代理申請不可。(広域交付)住民票など追加書類が必要な場合があるので、事前に電話でお問合せ下さい。

② 申請書表面の「**所持人自署**」欄は、必ず申請者本人が署名(サイン)してください。

③ 申請書裏面の「**申請者署名**」欄は、必ず申請者本人が戸籍どおりに署名してください。

④ 申請書裏面の「**申請書類等提出委任申出書**」の点線から上の部分は必ず申請者本人が記入してください。

⑤ 10人以上の代理申請をする場合はあらかじめご連絡(電話予約)ください。

⑥ 申請者の本人確認の書類のほかに、代理の方も本人確認の書類が必要です。

4. 沖縄県に住民登録をしていない方で次の方については、例外的に申請できる場合もありますので窓口にご確認ください。

- 一時帰国者(国内に住所がない方)
- 船員(寄港地上陸の船員)
- 学生及び生徒
- 長期出張者等

5. 申請書の「刑罰等関係」に該当する方は、旅券センターへお問い合わせください。

6. 前に旅券を申請して受取にこなかった方は、必ず窓口に申し出てください。(代理申請は不可)

7. 有効旅券を紛失した方は、必ず事前にご相談ください。

旅券(パスポート)の受取案内

* 旅券(パスポート)の受取は必ず本人がおいでください。

* 申請した旅券は期限内(6ヶ月以内)に必ず受け取ってください。

* 旅券の受取には「一般旅券申請受理票」と手数料が必要です。

* 手数料は「収入印紙」と「沖縄県収入証紙」で納めてください。

【新規発給手数料】※切替申請も同額です。(手数料は受取時に必要です)

10年旅券 16,000円 (収入印紙 14,000円 沖縄県収入証紙 2,000円)

5年旅券 11,000円 (収入印紙 9,000円 沖縄県収入証紙 2,000円)

12歳未満 6,000円 (収入印紙 4,000円 沖縄県収入証紙 2,000円)

【旅券の交付日数】

旅券センター(南部合同庁舎2F) …… 申請から6日目(土、日祝祭日除く)

窓口のある市町村 …… 申請から10日目(土、日祝祭日除く)

お問い合わせ

沖縄県旅券センター(那覇)
TEL.098-866-2775
FAX.098-866-2777

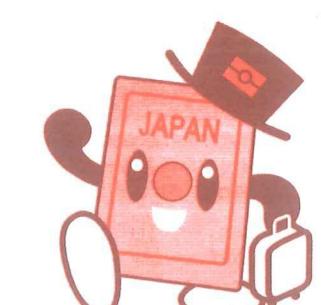
旅券窓口のご案内

平成21年6月1日から「南部合同庁舎」に移転

旅券センター
那覇市旭町116-37 ☎098-866-2775



※旅券センター北部分室(北部合同庁舎内)
は閉庁いたしました。
(平成25年3月31日)



※ただし、諸事情により
延びる場合があります。

